

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月15日
【会社名】	THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
【英訳名】	THE WHY HOW DO COMPANY, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 田邊 勝己
【本店の所在の場所】	東京都新宿区愛住町22番地
【電話番号】	03 - 4405 - 5460（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 橋本 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区愛住町22番地
【電話番号】	03 - 4405 - 5460（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 橋本 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 151,200,000円 第11回新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） 12,358,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 711,658,000円 （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月25日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社が2020年5月28日に提出した有価証券届出書に係る訂正届出書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過小計上」を主な事由とする虚偽の記載があるとして、2024年7月17日付で訂正届出書を提出するよう命令（以下「本件提出命令」といいます。）が発出されました。

よって、本件提出命令に回答し、当社が2020年5月28日に提出いたしました有価証券届出書の一部につき、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

但し、当社としては、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計基準委員会及び公認会計士協会が公表した会計基準に則って計上を行っており、本件提出命令に述べるような虚偽の記載とは考えておらず、本件提出命令には承服できないものとして、東京地方裁判所に訂正届出書の提出命令取消の訴訟の提起を行う方針です。

他方で、本件提出命令に従わないときには金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、本件提出命令に回答して当該有価証券届出書の訂正届出書の提出を行いつつ、並行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続き、本件提出命令の取消訴訟において、当該有価証券届出書に関する公正な判断を求めることといたしました。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半期)	自 2019年12月1日 至 2020年2月29日	2020年4月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半期)	自 2019年12月1日 至 2020年2月29日	2020年4月14日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2024年8月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。